

建設業の働き方改革推進のためのロゴマークを作成しました

静岡労働局「雇用調整助成金センター」を開設しています

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける派遣労働者の雇用維持の要請

令和2年度 静岡県最低賃金の改正について審議が始まりました

令和3年3月新規高等学校卒業者の就職活動開始時期が変更になります

令和元年労働基準監督署における立入調査の結果について

令和元年労働基準監督署における申告事案処理状況について

令和元年度 司法事件送検状況について

助成金のご案内について

静岡県内の労働災害発生状況（令和2年6月）

静岡県有効求人倍率（令和2年5月）



聖岳

建設業の働き方改革推進のためのロゴマークを作成しました

静岡県内の建設業界では「週休2日にする」「働きやすいきれいな現場にする」など、働き方改革に向けた様々な取組が進められているところですが、こうした取組には、現場で働く方のみならず、注文者など県内の企業や県民の方の理解と応援が欠かせません。

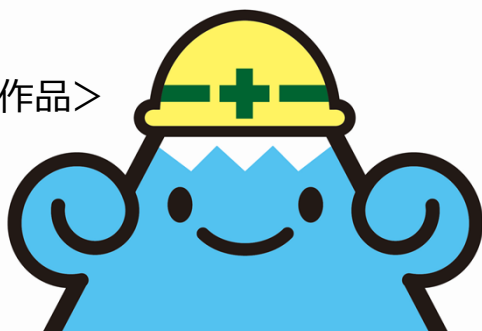
静岡県建設業関係労働時間適正化推進協議会（事務局：静岡労働局）では、県民の皆様へ建設現場などで働き方改革に積極的に取り組んでいることをご理解いただき、県民が一丸となって建設業界の働き方改革の取組を応援することをイメージしたロゴマークのデザインを募集し、6月29日（月）、採用作品を作成された方に感謝状を贈呈しました。

働き方改革の更なる推進のため、ロゴマークは、建設業の関係機関、団体が作成するパンフレットなどに掲載するほか、建設現場へ掲示するなどにより使用していきますので、皆様も積極的にご活用ください。



谷労働局長（左）から感謝状を贈呈しました。

<採用作品>



建設現場も働き方改革@静岡



ロゴマークを作成された天野穂積さん（前列中央）を囲んで。
（後列）左から杉保静岡県建設業協会専務理事、谷労働局長、野毛静岡県建設業課長

<作成者 天野穂積氏（静岡市）のコメント>

富士山を擬人化し、笑顔で元気よく建設現場で働く姿を表現しました。
またキャラクター化する事で、広く県民の皆さんに親しみを持ってもらい県民みんなで働き方改革のひろがり、応援する事を表現しました。

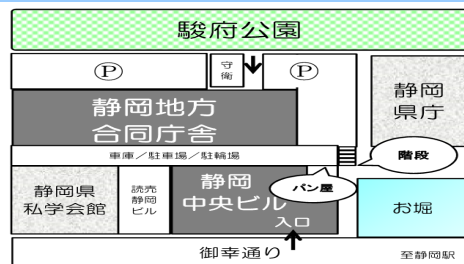
静岡労働局「雇用調整助成金センター」を開設しています（5/11～）

新型コロナウイルス感染症の影響で急増している雇用調整助成金の相談・申請・審査・支給を一元的に実施するため、静岡労働局では、令和2年5月11日（月）から「雇用調整助成金センター」を新設しています。

専用電話番号 054-653-6116

所在地 静岡市葵区追手町9-15

静岡中央ビル11階受付



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける派遣労働者の雇用維持の要請

新型コロナウイルス感染症については、経済や雇用情勢への影響が懸念され、特に派遣労働者については、今後、労働者派遣契約の中途解除や不更新により多大な影響を受けることが予想されるため、厚生労働大臣から派遣元事業主の業界団体に対し、静岡労働局長からは県内全ての派遣元事業主に対して、派遣労働者の雇用維持等について文書等で要請を行いました。

また、派遣労働者を受け入れている事業主（派遣先）におかれましても、労働者派遣契約が解除されると、派遣労働者の雇用に多大な影響を与えることとなりますので、労働者派遣契約の安易な中途解除は行わないようお願いします。

1 労働者派遣契約の解除の事前申し入れ（派遣先指針）

派遣会社等（以下、派遣元）の合意を得ることは勿論、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申し入れを行うこと。

2 派遣先における就業機会の確保（労働者派遣法第29条の2及び派遣先指針）

社内、あるいは関連会社での仕事をあっせんするなど、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

3 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置（労働者派遣法第29条の2及び派遣先指針）

- ① 派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除によって派遣元に与えた損害を賠償するとともに、派遣元と十分に協議した上で、適切な善後処理方を講ずること。
- ② 派遣元から請求があったときは、中途解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすること。

詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088382_00008.html

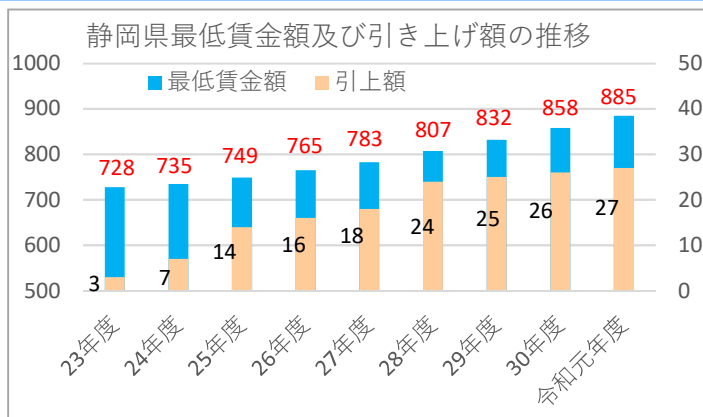
令和2年度 静岡県最低賃金の改正について審議が始まりました

令和2年6月30日（火）、本年度第1回目の静岡地方最低賃金審議会（篠原光秋会長）が開催され、谷労働局長は同審議会に対して、静岡県最低賃金の改正について諮問を行いました。

同審議会では静岡県最低賃金専門部会を設置し、今後、中央最低賃金審議会の審議の結果を参考に、県内諸般の状況を総合的に勘案しながら、8月の結審を目指し、集中的に審議を行います。



篠原会長（右）に諮問文を手渡す
谷労働局長（左）



令和3年3月新規高等学校卒業者の就職活動開始時期が変更になります

募集採用活動	改正前	改正後	備考
安定所において求人受理の開始	令和2年6月1日	令和2年6月1日	変更なし
安定所から事業所に求人票を返戻 事業所から学校に求人票提出・学校訪問開始 求人票の公開	令和2年7月1日	令和2年7月1日	変更なし
高校が事業所へ応募書類を提出	9月5日以降	10月5日以降	後ろ倒し
企業による選考及び採用内定開始	9月16日以降	10月16日以降	後ろ倒し
一人3社までの応募・推薦可能	11月1日以降	11月1日以降	変更なし
就職開始	卒業後	卒業後	変更なし



変更内容はこちらの動画からもご覧いただけます⇒



https://www.youtube.com/watch?v=B_0yYyefxpE

令和元年 労働基準監督署における立入調査の結果について

静岡労働局管内の労働基準監督署において、令和元年に立入調査を実施した事業場のうち、67.9%の事業場で労働基準法等の違反が認められました。昨年同様6割を超える高い水準にあります。

静岡労働局では、引き続き、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び労働安全衛生対策の徹底を柱として、定期監督等により法違反の是正を指導するほか、重大・悪質な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していきます。

実施事業場数
4,366事業場

〈業種別〉

- ①建設業 1,764事業場
- ②製造業 1,157事業場
- ③商業 523事業場

違反事業場数
2,964事業場

〈業種別〉

- ①建設業 923事業場
- ②製造業 909事業場
- ③商業 403事業場

違反率 67.9%

(違反率は、違反事業場数÷実施事業場数/100で算出)

〈内容別〉

- ①違法な時間外労働の実施等の違反…23.3%
- ②時間外手当の不払い等の違反…19.8%
- ③機械等の安全対策の不備等の違反…19.4%

令和元年 労働基準監督署における申告事案処理状況について

令和元年（平成31年）の労働者からの申告受理件数は620件となり、前年と比べて17件減少しました。内容別にみると、賃金不払に関するものが525件、解雇に関するものが73件、その他が89件となっています。なお、その他は、労働時間に関するものや労働条件明示に関するもの、労働安全衛生法に関するものとなっています。

今後とも、賃金不払や解雇は労働者の生活に重大な影響を与える問題であることから、申告事案は優先的に処理し、早期の解決を図っていきます。

* 申告とは、働く方から労働基準監督署に対して、労働基準法等の違反の是正を求め、申し立てることです。

申告事案処理では、労働基準監督署の労働基準監督官が、労働者が申し立てた内容の事実の確認を行い、違反がある場合には、当該事業主に対して是正勧告を行い、是正を指導します。

申告受理件数：620件（前年比－17件、－2.7%）

事項別内訳（事案により重複）

- 賃金不払：525件（前年比 ＋4件、＋0.76%）
- 解雇：73件（前年比 －9件、－11.0%）
- その他：89件（前年比 －77件、－46.4%）

主な業種別内訳（カッコ内は全体に占める割合）

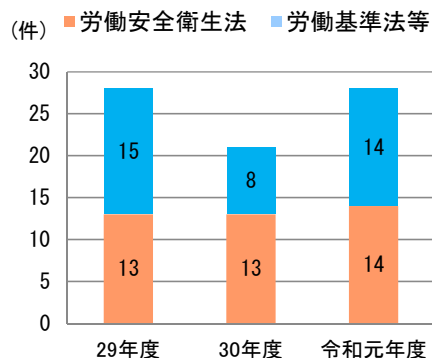
- 接客娯楽業 99件（16.0%）
- 製造業 85件（13.7%）
- 建設業 85件（13.7%）
- 保健衛生業 68件（11.0%）

令和元年度 司法事件送検状況について

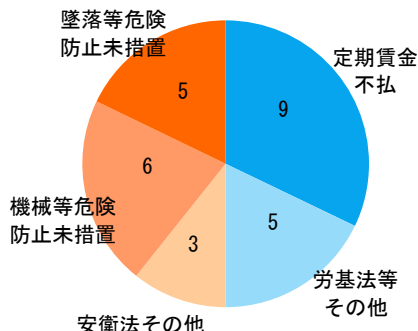
静岡労働局管下7労働基準監督署における令和元年度の司法事件処理状況です。

今後も労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の遵守の徹底を指導するとともに、重大又は悪質な事案に対しては積極的に司法警察権限を行使するなど厳正に対処していくこととしています。

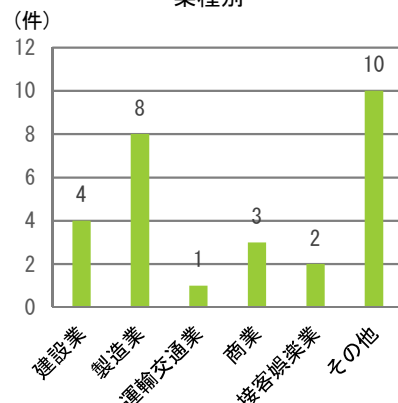
司法処分件数



違反内訳(件数)



業種別



助成金のご案内について

業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ対策費補助金）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。令和2年度業務改善助成金申請受付を開始しています。令和2年度の申請締め切りは、令和3年1月29日です。

詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

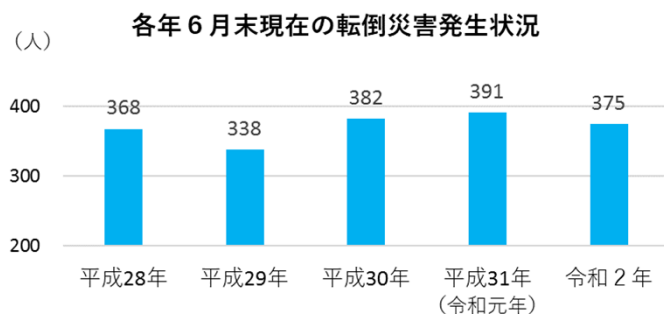
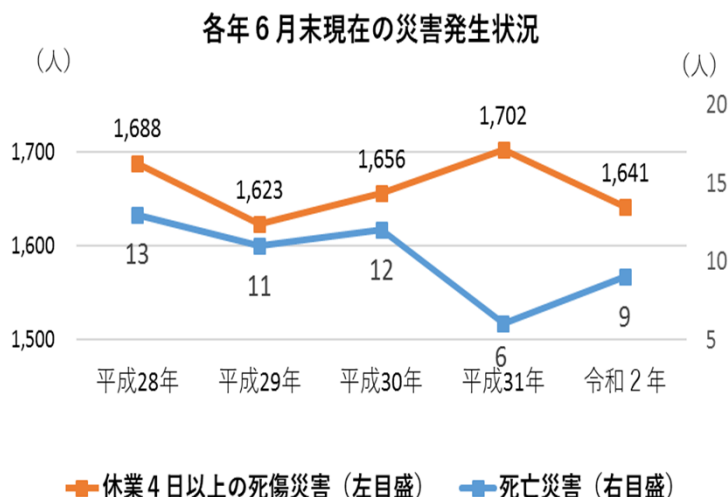
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しました。

当該助成金を活用するなどにより、妊娠中の女性労働者等に配慮した職場環境の整備をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続き、支給申請書は厚生労働省HPでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

静岡県内の労働災害発生状況（令和2年6月末現在）



「静岡労働局
ぬかづけ運動」実施中

転倒災害防止

静岡県有効求人倍率（令和2年5月）

<雇用情勢の概況> 県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しさがみられる。

有効求人倍率（季節調整値）は1.06倍（全国35位）となり、前月を0.11ポイント下回った。68か月ぶりに1.0倍台となった。

